

# 「リコール」ってご存知ですか？

自動車のリコール制度が有名ですが、自動車のほかにも身の回りにあるものによる事故の再発を防止するため、製造事業者等が製品を無償で修理したり、回収等を行うことがあります。こうした無償修理や回収等も「リコール」と呼ばれています。

リコールされた身の回り品による火災等の重大事故は年間100件以上も発生しています。事故は、尊い人命やあなたの財産を奪うことにもなります。事故に遭わないために、リコール情報をキャッチしましょう。

リコール情報を入手するには、いくつかの方法があります。

## リコール情報は…

- **新聞の社告、折込チラシ、店頭のパスター**等に掲載されていることがあります。
- 商品を購入した際に、メーカーに対して**ユーザー登録**したりすることや、販売店の会員になることで届く体制を整えている事業者もあります。
- 通信販売で購入した場合は、直接、購入者に届くこともあります。
- **消費者庁**では**リコールサイト**を開設しています。会員登録すると新着リコール情報を**メール**でお届けします。

※裏面で消費者庁のリコール情報サイトをご紹介します。

**お使いの製品がリコール対象製品だった場合には、  
すぐに使用を中止し、事業者にご連絡してください。**

# これが消費者庁のリコール情報サイトです。

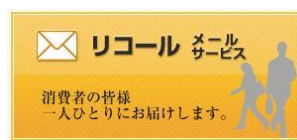
The screenshot shows the homepage of the Recall Information Site. At the top, there's a navigation bar with the site's name and a search bar. Below that, a search bar is prominently displayed. The main content area is divided into sections: 'Important Notices' (重要なお知らせ) listing various product recalls with details like company names and product types; 'New Registration Information' (新規登録情報) showing a list of recent registrations; and 'Recall Mail Service' (リコール メールサービス) with a sign-up button. There are also links for 'Recall Information for Business' (事業者の方へ) and 'Automotive Recall Hotline' (自動車不具合情報ホットライン).

☆「重要なお知らせ」、「高齢者・子ども向け商品など」の更新情報や、「新規登録情報」をリコール メールサービスで（「リコール情報 from 消費者庁」）お知らせします。

## メールサービスの登録方法は？

- ① 下記のURLからご登録ください  
<http://www.recall.go.jp/>（パソコン用）  
<http://www.recall.go.jp/m/>（携帯電話用）
- ② 画面に従って登録を行ってください  
 （仮登録完了）
- ③ 仮登録後に登録確認メールが送信されますので、登録確認メールに記載のURLをクリックしてください（本登録完了）

パソコンサイト 携帯サイト登録用  
 登録ページ用バナー QRコード



消費者ホットライン 0570-064-370

(2013年5月)